

（午前9時30分 開議）

○議長（土井裕美子君）皆さん、おはようございます。ただ今の出席議員数は18人で全員であります。

○議長（土井裕美子君）これより令和2年3月橋本市議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（土井裕美子君）今定例会に出席の説明員については、お手元に出席説明員表を配付いたしております。

この際、諸般の報告をいたします。

市長から、令和2年2月14日付、橋総第477号をもって、本日招集の市議会定例会に提出する議案60件が送付されております。議案はお手元に配付いたしております。これを今会期中にご審議願います。

次に、監査委員から、令和元年12月25日付、橋監委第42号をもって、令和元年度第1次定期監査結果報告書、同じく、令和元年12月25日付、橋監委第43号をもって、令和元年度随時監査結果報告書、同じく、令和2年2月6日付、橋監委第47号をもって、例月出納検査報告書の提出がありましたので、その写しを配付いたしております。

次に、市長から、令和2年2月19日付、橋総第487号をもって、市長専決処分事項の報告がありましたので、その写しを配付いたしております。

次に、総務委員長、経済建設委員長及び文教厚生委員長から、行政視察報告書の提出がありましたので、配付いたしております。

次に、議会事務局から、令和元年11月25日から令和2年2月24日までの議会関係行事報

告書を配付いたしております。それぞれご覧願います。

以上で報告を終わります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（土井裕美子君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、7番 石橋さん、17番 岡さんの2人を指名いたします。

#### 日程第2 会期決定について

○議長（土井裕美子君）日程第2 会期決定について を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月19日までの24日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本日から3月19日までの24日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

#### 日程第3 承認第1号 専決処分事項の承認について（令和元年度橋本市一般会計補正予算（第6号）） から、日程第62 選第7号 人権擁護委員候補者の推薦についてまでの60件

○議長（土井裕美子君）日程第3 承認第1号 専決処分事項の承認について（令和元年度橋本市一般会計補正予算（第6号）） から、

日程第62 選第7号 人権擁護委員候補者の推薦について までの60件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）おはようございます。

3月市議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。議員の皆さまには大変お忙しい中、ご参集を賜り、誠にありがとうございます。

早いもので令和元年度も残すところ1カ月余りとなりました。本日から3月19日までの24日間にわたり、令和2年度一般会計及び特別会計、企業会計の当初予算など提案いたしました議案に対し、ご審議並びにご協議を賜りますようお願い申し上げます。

まず、県内及び全国各地において、新型コロナウイルス感染症により治療を受けておられる皆さまに心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早いご回復をお祈りし、あわせて事態の早期の収束を願います。

先日、議員各位にご参集いただき、新型コロナウイルスにおける本市の対応についてご説明をさせていただいたところですが、引き続き対策本部を中心に、情報の収集や市民への啓発等を行っているところです。市は住民に最も近い行政機関です。各職員が危機管理意識を持ち、市役所はもとより小・中学校などの教育施設や福祉施設、また市民病院など、各所管で連携し、情報共有に努め、安全で安心な市民生活を守らなければなりません。これからも市民サービスを安全に提供できるように努めるとともに、社会的・経済的な活動が滞ることのないよう、また、市民生活への影響が可能な限り最小となるよう対応してまいりますと考えていますので、議員各位におかれましては、健康管理に十分ご留意いただ

き、引き続きご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、市議会3月定例会に提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

本議会には、専決処分事項の承認案件1件のほか、令和元年度橋本市一般会計、特別会計、企業会計の各補正予算案件が14件、令和2年度橋本市一般会計、特別会計、企業会計の各当初予算案件が13件、条例の制定及び改正案件が21件、市道路線の認定案件が1件、市道路線の変更案件が1件、字の区域の変更案件が1件、工事請負契約の締結案件が1件、橋本市教育委員会委員の任命案件が1件、橋本市公平委員会委員の選任案件が1件、橋本市固定資産評価審査委員会委員の選任案件が2件、人権擁護委員候補者の推薦についての案件が3件、合計60件の案件を提案させていただきました。

まず、承認第1号は、令和元年度橋本市一般会計補正予算（第6号）でございます。

本市へのふるさと橋本応援寄附金が予定より多額となる見込みとなり、寄附いただいた方への記念品代などの経費について総額1億3,502万1,000円を令和2年1月8日に急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分をしたもので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

議案第1号から議案第14号までは、令和元年度橋本市一般会計、特別会計、企業会計の各補正予算でございます。

議案第1号 令和元年度橋本市一般会計補正予算（第7号）は、職員給与及び手当の増減や各費目における事業の確定、また精算見込みに伴う変更などによる予算の増減額のほか、国庫補助金である学校施設環境改善交付金の採択に伴い、小・中学校の屋体照明器具の落下防止改修事業やトイレの改修事業、校

舎や屋体に係る外壁の改修事業などの予算を計上してございます。補正予算の額は、歳入歳出とも1,283万4,000円の増額となり、予算総額といたしまして、262億2,417万3,000円となるものでございます。

次に、議案第12号 令和元年度橋本市水道事業会計補正予算(第3号)でございますが、収益的収入では、長期前受金戻入や特別利益など、781万9,000円の増額補正となり、収益的支出では、人件費や資産減耗費、消費税及び地方消費税などで2,748万8,000円の増額補正を計上してございます。資本的収入では、他会計繰入金で154万9,000円の増額補正となり、資本的支出では、建設改良費で2,272万2,000円の減額補正を計上してございます。

次に、議案第13号の下水道事業会計補正予算(第3号)でございますが、資本的支出では、建設改良費の減額により6,261万9,000円の減額補正となり、資本的収入では、支出の減額に伴い国庫補助金及び企業債収入が減額となり、2,988万7,000円の減額補正を計上してございます。

次に、議案第14号 令和元年度橋本市病院事業会計補正予算(第4号)は、収益的収入では、入院収益及び外来収益などの減額により、2億256万4,000円の減額補正となり、収益的支出では、入院及び外来収益の減収に伴い材料費が減額しておりますが、退職給付引当金の追加計上に伴う給与費の増額や雑損失などを合わせて、8,396万9,000円の増額補正を計上してございます。また、資本的収入では、支出の減額に伴い、病院事業債など1,910万円の減額補正となり、資本的支出では、工事請負費2,846万円の減額補正を計上してございます。

次に、議案第15号から議案第27号では、令和2年度橋本市一般会計、特別会計、企業会計の各当初予算でございます。

まず、議案第15号の一般会計当初予算でございますが、予算総額は258億2,515万2,000円となっております。昨年度の平成31年度当初予算と比較いたしますと5億9,135万4,000円の増額、率にして2.3%の増額となり、山田さつきこども園の新築に係る補助金や市立たんぼぼ園の新築など、子育てに係る施設整備の予算を充実させるとともに、水槽つき消防ポンプ自動車の購入や緊急自然災害対策事業などの災害対策事業も増額した予算となっております。

一般会計歳入歳出の主なものでございますが、まず、歳入の主なものとして、市税では、個人市民税や固定資産税などの減収により、昨年度に比べ1.2%減の65億1,250万6,000円を計上してございます。また、地方譲与税や利子割交付金、配当割交付金などでございますが、これらは国の地方財政計画に基づき算定したものでございます。地方消費税交付金につきましては、昨年10月の消費税率の改定に伴い、24.4%の増額を見込んでございます。地方特例交付金につきましては、幼児教育の無償化に係る国からの補填財源である、子ども・子育て支援臨時交付金が廃止されたことから37.7%の減少を見込んでございます。

次に、地方交付税では、合併算定替え特例の縮減による影響や、令和元年度収入見込額と地方財政計画に基づき算定し、前年度比0.2%の減少となっております。

次に、国庫支出金では、障害者自立支援給付費負担金や子どものための教育・保育給付費などの増加によって、前年度比2.9%の増加となっております。また、県支出金につきましては、子育て支援特別対策事業費補助金や隣保館等整備費補助金などの増加に伴い、前年度比13.1%の増加となっております。

次に寄附金につきましては、ふるさと橋本応援寄附金の増加が見込まれることから、

46.5%の増加となっております。

次に、繰入金につきましては、財源不足を補うための財政調整基金や地域づくり基金などの増加により前年度比で35.6%の増加となり、また、市債につきましては、臨時財政対策債借入額の減少などにより、前年度11.7%の減少となっております。

続きまして、歳出の主なものでございますが、まず、総務費の財産管理に要する経費では、旧上下水道庁舎を解体撤去するための経費4,264万4,000円を計上してございます。

次に、移住・定住促進に要する経費では、移住推進や空き家利活用の促進のための補助金などを継続して実施するための経費、総額1,548万円を計上してございます。

次に、災害対策に要する経費では、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域についての防災ハザードマップを作成するための経費445万5,000円を計上するとともに、中央構造線断層帯による地震を想定し、継続的に購入している備蓄非常食などの災害備蓄品を購入するための経費1,226万円を計上してございます。

次に、民生費の社会福祉総務に要する経費では、救護施設「悠久の郷」の改築工事を予定している社会福祉法人紀之川寮に対して、市補助金交付要綱に基づく補助金1,000万円を計上してございます。また、文化センター管理運営に要する経費では、岸上文化センター及び名古屋文化センターの耐震改修事業に係る監理委託料及び改修工事費として、合わせて1億1,191万7,000円を計上してございます。

次に、こども園管理運営に要する経費では、岸上保育園・柏原保育園・山田保育園を統合し、公私連携幼保連携型認定こども園を新築する社会福祉法人寿翔永会に対し、施設整備費補助金を交付するとともに、旧柏原保育園の園舎を解体するための工事負担金、合わせ

て2億4,392万円を計上してございます。

また、たんぼぼ園等整備に要する経費では、たんぼぼ園園舎の老朽化への対応と受け入れ定員の増員を目的とし、園舎を新築するための工事費など、2億531万円を計上してございます。

次に、衛生費のごみ対策に要する経費では、可燃ごみ収集の週1回化に向け、ごみの減量とごみ収集の効率化を一層進めるため、昨年度に引き続き、ごみ対策補助金など1,756万4,000円を計上してございます。また、病院事業会計への繰出金として、7億7,326万8,000円を計上してございます。

続きまして、農林水産業費の農業振興に要する経費では、和歌山版農地活用総合支援事業費補助金を活用し、本市農産物の産地化・ブランド化を進めるための土壌調査などの委託料330万円を計上してございます。

また、ため池等整備事業に要する経費では、防災重点ため池に係る浸水想定区域図を作成するための委託料及び昨年度からの継続事業である防災対策計画を策定するための委託料、合わせて990万円を計上してございます。

次に、商工費のふるさと橋本応援寄附金に要する経費では、ふるさと橋本の元気づくりに賛同し、ご寄付いただく方々に対して、御礼の記念品購入などの経費として、9,790万9,000円を計上してございます。販路開拓・販売促進事業に要する経費では、昨年に引き続き実施するアジアヘラブナサミットを開催するための経費、135万円を計上してございます。

また、観光振興に要する経費では、橋本市域の地域資源を活用した観光地域づくりを推進する一般社団法人高野山麓ツーリズムビューローに対して、本市の観光案内や地場産品販売などを委託する経費、1,490万円を計上してございます。

続きまして、土木費の道路維持に要する経

費では、継続事業である柿の木坂の道路擁壁修繕工事、河瀬陸橋の撤去の工事委託のほか、予防修繕により長寿命化を図るための工事費など、2億4,940万5,000円を計上してございます。

また、交通安全施設整備に要する経費では、橋本市通学路交通安全プログラムに基づき、市道慶賀野垂井線に防護柵を継続設置する工事費など、1,500万円を計上してございます。また、河川管理に要する経費では、緊急自然災害防止対策事業として、大谷川の護岸の水制工事など3,217万6,000円を計上してございます。

次に、まちづくり事業に要する経費では、杉村公園の利便性の向上のため、杉村公園に隣接して、(仮称)杉村やすらぎ広場を整備するための工事費及び事業効果分析調査等委託など、1億3,954万8,000円を計上してございます。

また、市営住宅整備に要する経費では、市営住宅長寿命化計画に基づく伏原団地4階及び名古屋第3団地改修工事費など、1億1,305万3,000円を計上してございます。また、住宅耐震化促進事業に要する経費では、地震による家屋の倒壊などの対策を目的に、耐震診断や耐震補強工事などを実施するための補助金、3,874万3,000円を計上してございます。また、空き家等対策に要する経費では、空き家の所有者の死亡などにより空き家の管理や跡地の活用が期待できない事情がある場合において、敷地の所有者または購入者などが除却工事を行う場合の助成金120万円を計上してございます。

次に、消防費の防災対策事業に要する経費では、消防団のポンプ自動車等の更新費用として、3,586万円を計上してございます。また、消防団施設整備に要する経費では、地域の防災機能の向上のため、防災拠点である名古屋

地区消防団納庫の新築工事費など、2,580万円を計上してございます。

また、消防施設に要する経費では、火災に対して迅速な対応ができるよう、水槽つき消防ポンプ自動車の購入経費6,994万3,000円を計上してございます。

続きまして、教育費の小学校建設に要する経費では、柱本小学校及び三石小学校のトイレ改修に係る設計委託料として、276万9,000円を計上してございます。

次に、中学校建設に要する経費では、橋本中央中学校のトイレ改修に係る設計委託料として、121万6,000円を計上してございます。

また、国民文化祭に要する経費では、令和3年10月から和歌山県で開催される第36回国民文化祭において、開催準備活動のための国民文化祭実行委員会への補助金264万4,000円を計上してございます。

以上が、令和2年度一般会計当初予算歳出の主なものでございます。

次に、議案第16号から議案第24号までの特別会計でございます。

主なものをご説明させていただきますと、議案第24号の橋本市工業団地造成事業特別会計予算では、南海電気鉄道株式会社・和歌山県・橋本市の三者で協定を締結し、本市が事業主体として開発を進めている、あやの台北部工業団地第一地区造成事業について、環境影響評価事後調査委託費や令和2年度より本格実施となる造成工事費など、総額15億2,503万6,000円を計上してございます。

次に、企業会計でございますが、議案第25号の水道事業会計では、資本的支出として管路改良事業や配水池更新事業などの施設整備費に2億952万円を計上したほか、企業債元金償還金として1億8,077万円をそれぞれ計上してございます。

また、橋本市浄水場第1期更新事業の継続

費予算として、期間を令和2年度から令和5年度と定め、総額29億5,600万円を計上してございます。

次に、議案第26号の下水道事業会計では、資本的支出として公共下水道汚水整備事業や流域下水道に関する建設費など、建設改良費として3億2,028万4,000円を計上したほか、企業債元金償還金として8億258万7,000円をそれぞれ計上してございます。

議案第27号の病院事業会計では、資本的支出として、資産購入費、工事請負費など建設改良費に1億7,948万6,000円を、企業債元金償還金として6億2,146万7,000円をそれぞれ計上してございます。

以上が、令和2年度当初予算の概要でございます。

議案第28号は、橋本市報酬及び費用弁償等支給条例等の一部を改正する条例についてでございます。

これは、令和元年人事院勧告に伴う官民格差の是正措置に準じて、行政職給料表を平均0.09%引き上げ、期末・勤勉手当の支給月数を年間4.45月から4.5月分に0.05月分引き上げるものでございます。なお、特別職の期末手当についても、同様とするものでございます。あわせて、同勧告に準じ、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引き上げ、手当額の上限を引き上げるものでございます。

加えて、平成28年度から実施している一般職員の給与減額措置につきましても財政健全化の状況を踏まえ、一部復元を行うものでございます。いずれも令和2年4月からの実施でございます。

議案第29号は、橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

これは、近年、不妊治療を受ける夫婦が増加傾向にあることから、職員が働きながら不

妊治療を受けることができる新たな休暇制度を創設するため、関係条例4本について所要の改正を行うものでございます。

議案第30号は、橋本市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、職員が赴任した場合に支給する旅費について、国家公務員等の旅費に関する法律に準じた取り扱いとするため、所要の改正を行うものでございます。

議案第31号は、橋本市債権管理条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、本条例が市の債権全般の管理に関する事務処理について規定していることから、債権を管理する者として、市長のほか、地方公営企業法第7条に規定する管理者についても定義する必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

議案第32号は、橋本市税外諸収入金の督促、滞納処分等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、地方自治法第231条の3第2項に基づく市税外諸収入金の督促に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する事項を整備し、延滞金の計算を市税と同様にするなど、所要の改正を行うものでございます。

議案第33号は、橋本市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領が改正されたことから、所要の改正を行うものでございます。

議案第34号は、橋本市立保育所条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、山田さつきこども園整備計画に伴い柏原保育園を廃園するため、所要の改正を

行うものでございます。

議案第35号は、橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、被保険者間の税負担の公平を図る観点から賦課割合における資産割を廃止し、所得割、均等割及び平等割の3方式を基本とするとともに、本市国民健康保険の財政状況に鑑み、収支改善を図る必要があることから、各賦課割合について所要の改正を行うものでございます。

議案第36号は、橋本市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、災害援護資金の償還に関する事項について改正するものでございます。

議案第37号は、橋本市難病患者等ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例を廃止する条例についてでございます。

これは、既に、難病患者等ホームヘルパーの派遣が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービスに移行していることから、本条例を廃止するものでございます。

議案第38号は、橋本市やすらぎ広場設置及び管理条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、杉村公園に隣接する広場として整備中の杉村やすらぎ広場を、市民に憩いと安らぎを与える広場である「橋本市やすらぎ広場」として設置及び管理するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第39号は、橋本都市計画事業中心市街地第一地区土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、橋本都市計画事業中心市街地第一地区土地区画整理事業の換地処分による清算

金に関し、分割徴収又は分割交付する場合の利子について、適用する利率を法定利率とするため、所要の改正を行うものでございます。

議案第40号の橋本市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例及び議案第41号の橋本市地域優良賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例につきましては、いずれも民法の改正に伴い、敷金等住宅賃貸借契約に関する事項について所要の改正を行うものでございます。

議案第42号は、橋本市飲料水供給施設事業給水条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、飲料水供給施設の使用に伴う料金を、消費税及び地方消費税額を含んだ内税表示とするものです。また、手数料については水道事業給水条例の手数料の規定を準用することとしたいので、所要の改正を行うものでございます。

議案第43号は、橋本市農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、農業集落排水処理施設の維持管理負担金及び使用料について、議案第42号で説明しました料金の取り扱いと同様、内税表示とするため、所要の改正を行うものでございます。

議案第44号の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例及び議案第45号の橋本市民病院に勤務する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、いずれも、地方公営企業におけるパートタイム会計年度任用職員の給与の取り扱いについて、給料及び手当での支給とするため、所要の改正を行うものでございます。

議案第46号は、橋本市病院事業使用料及び

手数料等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、橋本市民病院の使用料及び手数料等の納付について、医療保険制度の特殊性に鑑み、病院事業管理規程に定める場合は、納期限を別に設定することができるよう改正するものです。

また、分娩に要する費用としての分娩介補料を改正するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第47号は、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。

これは、地方自治法が改正され条項のずれが生じたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第48号は、行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。

これは、行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正され、法律の題名が改められるとともに、条項ずれが生じたことに伴い所要の改正を行うものでございます。

議案第49号は、市道路線の認定についてでございます。

これは、菖蒲谷中垣内線、フルーツライン2号線、杉村やすらぎ広場線の3路線を新たに市道路線として認定するものでございます。

議案第50号は、市道路線の変更についてでございます。

これは、市道彦谷北宿線、矢倉脇平線、南宿線、御幸が丘5号線、清水西畑幹線の5路線を変更するものでございます。

議案第51号は、字の区域の変更についてでございます。

これは、農地耕作条件改善事業の換地処分

に伴い、清水、西畑の字の区域の一部を変更するものでございます。

議案第52号は、工事請負契約の締結についてでございます。

これは、あやの台北部工業団地第一地区造成工事に係る制限付一般競争入札を執行したところ、大豊・合同・奈和特定建設工事共同企業体が落札しましたので、請負契約を締結するものでございます。

選第1号につきましては、橋本市教育委員会委員として、田中敬子氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

選第2号につきましては、橋本市公平委員会委員として、井上佳三氏を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

選第3号及び選第4号につきましては、橋本市固定資産評価審査委員会委員として齋宮明氏及び西川幸宏氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

選第5号から選第7号までにつきましては、人権擁護委員候補者として、千品泰造氏、大城祥男氏、大矢佳世子氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上、承認1件、議案52件、選7件、計60件についてご説明申し上げました。

議員各位には、よろしくご審議の上ご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

**○議長（土井裕美子君）**市長の説明が終わりました。

これより、議案第52号 工事請負契約の締結について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番 田中さん。



○13番（田中博晃君）この工事契約の締結なんですけれども、内容については理解しております。ただ、こうやって急がれる理由というんかな、やはり今後こういう議案が出てきて、急ぐさかいに議会初日で何でもかんでもというのも具合悪いと思いますし、やはりそれなりの理由があるのかなと、ここまで急ぐ。特にこの内容に関しては、議会の議決で恐らく工事にかかったとみなされるというふうに考えておるんですけれども、そうなった場合に議案審議の日でも十分間に合うんちゃうんかなと。年度内に着工というのは現実的にどうなんかなと思うんですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（土井裕美子君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）田中議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、環境アセスの結果の報告については、1月30日、経済建設委員会において報告をさせていただきました。こちらについては報告が非常に遅れているのではないかとのご指摘があったところです。

今回、逆に、本来ですと3月5日に開催される議案審議の場において本件を審議いただくということですが、当初、12月議会に議案を提出する予定で事務手続きを進めさせていただいていましたが、詳細設計が遅れ、2月に仮契約となりました。仮契約日については、令和2年2月4日です。あやの台北部用地開発事業は橋本市単独の事業ではなく、南海電鉄株式会社、それから和歌山県、本市の三者で実施している事業であり、開発事業検討当初より早期造成・早期分譲開始をめざして協議を進めてきているところです。早期分譲に向け、わずか10日ではありますが、一日でも早く着工したいというそういう思いにより、本日ご審議いただいているところです。

なお、工程についても非常に今後タイトな

スケジュールになっています。特に、本体工事と、今後発注させていただきます汚水や上水、道路工事などの附帯工事を並行して施工するにあたり、非常に調整が必要となることから、少しでも早く契約を締結したいという、そういう思いで本日ご審議をいただいているところです。ご理解いただき、よろしく願いしたいと思います。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。

6番 辻本さん。

○6番（辻本 勉君）これなんですけども、制限付一般競争入札ということなんですけども、応札業者というのは何社ほどあったんでしょうか。公共事業がかなり削減されておる中で、大変大きな工事になってくるので、この1社だけでは多分ないと思うんですけど、何社あったんでしょうか。

○議長（土井裕美子君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）参考資料のほうにもございますけれども、19ページですけど、入札参加業者といたしまして、共同企業体で全部で4社ということになっております。

○議長（土井裕美子君）6番 辻本さん。

○6番（辻本 勉君）基本的には当初から共同企業体という形で応募をさせているわけですか、入札について。

○議長（土井裕美子君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）今回の入札につきましては、単独でも一定の条件をクリアしたら参加できるということで、単独または共同企業体というふうな形で応札できるような形になっております。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっておりまして議案第52号に

については、会議規則第37条第3項の規程により、委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第52号 工事請負契約の締結について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（土井裕美子君）以上で本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。

明2月26日から3月1日までの5日間は議案調査等のため休会とし、3月2日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、そのように決しました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

（午前10時16分 散会）